

日常生活用具の給付

日常生活用具の給付について

- 対象者……重度の身体障害者・知的障害者の方で、日常生活用具の支給が必要と認められる方。
- 費用……自己負担額は市区町村で決定し、通知されます。
- 窓口……市区町村の福祉事務所。

●日常生活用具給付の流れ

- ① ご利用者が市区町村の窓口相談、申請をします。
- ② 市区町村で支給の可否を決定し、通知書と給付券がご利用者に送付されます。
- ③ 市区町村から委託業者に通知がきます。
- ④ 業者から申請した用具を受け取り、給付券に押印し、自己負担額を、業者に支払います。

日常生活用具給付の種目

対象区分	肢 体	視 覚	聴覚・音声・言語	その他	知的障害
種 目	<ul style="list-style-type: none">●パーソナルコンピューター●特殊便器●浴槽(洋式)●湯沸機●入浴補助用具●訓練椅子●移動用リフト●特殊マット●移動・移乗支援用具●洋式便器●特殊寝台●訓練用ベッド●特殊尿器●入浴担架●体位変換器	<ul style="list-style-type: none">●視覚障害者用ポータブルレコーダー●視覚障害者用時計(触読式・音声式)●視覚障害者用タイムスイッチ●点字タイプライター●視覚障害者用電卓●電磁調理器●視覚障害者用体温計(音声式)●視覚障害者用はかり●視覚障害者用体重計●点字図書●視覚障害者用拡大読書器●歩行時間延長信号機用送信機	<ul style="list-style-type: none">●聴覚障害者用屋内信号装置●聴覚障害者用通信装置(FAX等)●聴覚障害者用情報受信装置(文字放送デコーダー)●携帯用会話補助装置	<ul style="list-style-type: none">●点字ディスプレイ●透析液加湿器●酸素ポンベ運搬車●ネブライザー(吸入器)●吸引器(電気式たん吸引器)●火災報知器●自動消火器	<ul style="list-style-type: none">●特殊便器●電磁調理器●頭部保護帽●特殊マット●火災報知器●自動消火器

補装具費の支給

補装具費の支給について

- 支給対象……身体障害者の方で、補装具の支給が必要であると認められる方。
- 費用……原則として、補装具の費用の一割の負担。補装具の購入・修理に通常要する費用の基準額を超える部分については、全額自己負担となります。ただし、世帯の所得の状況等に応じて1ヶ月の負担上限額が定められます。
- 支払方法……償還払方式と代理受領方式があります。詳しくは市区町村の窓口にお問合せください。

●補装具支給の流れ

- ① 市区町村の障害福祉窓口相談、申請をします。
- ② 判定を受けます。
- ③ 市区町村で支給の可否を決定し、通知書及び支給券がご利用者に送付されます。
- ④ 契約を業者と行います。処方の内容に基づき、業者が補装具を製作します。
- ⑤ 仮合わせ・適合判定を受けます。
- ⑥ 出来上がった補装具を受け取ります。自己負担額を支払います。

補装具の給付の種目

- 盲人安全杖
- 義眼
- 眼鏡
- 補聴器
- 車いす
- 電動車いす
- 座位保持いす
- 起立保持具
- 歩行器
- 頭部保持具
- 排便補助具
- 歩行補助つえ
- 重度障害者用意思伝達装置

※詳しくは市区町村の福祉事務所にお問合せください。

※市区町村によって取扱いがない種目もございます。

※一部当社で扱っていない種目もございます。

※記載内容は法改正等により変更される場合があります。